



島根県報

令和6年10月29日（火）

第 5 6 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による施術機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更 (審 査 指 導 課) 2

【公 告】

公共測量の終了 (技 術 管 理 課) 2

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 2

【正 誤】

令和6年9月20日付け島根県報第551号中 (警 察 本 部) 3

告 示**島根県告示第644号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
山根 裕介	山根 裕介	はり・きゅう	出雲市奥宇賀町906-3	令和6年10月2日

島根県告示第645号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

令和6年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき人の住所及び氏名
945	隠岐郡隠岐の島町都 万4201 隠岐地区母子寡婦福 祉連合会 会長 高 村 博子	隠岐郡隠岐の島町 城北町355 隠岐病 院売店	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の 一58 隠岐地区母子寡婦福祉連合会 会長 池田 和子	隠岐郡隠岐の島町都万4201 隠岐地区母子寡婦福祉連合会 会長 高村 博子

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年10月8日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年8月7日から同年10月8日まで
- 3 作業地域
出雲市宇那手町地内

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第7号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月29日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

インフルエンザ予防接種料の項の次に次の1項を加える。

新型コロナワクチン接種料 1回につき 15,300円

正 誤

令和6年9月20日付け島根県報第551号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
11	下から14	14人未満	15人未満